

大阪府公告第35号

大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成6年大阪府規則第81号）別表第5第2号の表の備考5（別表第5第4号の表の備考において準用する場合を含む。）並びに別表第8の2の2の項及び3の項の測定方法を次のとおり定め、平成30年4月1日から実施する。

なお、平成6年大阪府公告第139号（大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第5第2号の表の備考4並びに別表第8の2の2の項及び4の項の測定方法）は、平成30年3月31日限り廃止する。

平成30年3月30日

大阪府知事 松井 一郎

有害物質及び特定粉じん	測定方法
アニシジン、N - エチルアニリン及びN - メチルアニリン	(1) 日本工業規格（以下「規格」という。）K0088に準拠し、濃縮法により排出ガスを捕集する。 (2) (1)で捕集した排出ガス試料をエタノールで溶出して塩基性とした後、ジクロロメタンを用いて抽出し、脱水し、濃縮した後、ヘキサンを加えて定容とする。 (3) (2)で定容とした試料液を規格K0123に定めるガスクロマトグラフ質量分析法又は規格K0114に定めるガスクロマトグラフ法（熱イオン化検出器を用いる方法に限る。）により分析する。
アンチモン及びその化合物	(1) 規格K0083に準拠し、ろ紙及び吸収液に捕集した排出ガス試料を酸性溶液中で加熱し、分解した後、定容とする。 (2) (1)で定容とした試料液を規格K0102の62に定めるローダミンB吸光光度法、水素化物発生原子吸光法、水素化物発生ICP発光分光分析法又はICP質量分析法により分析する。
塩化水素	規格K0107に定める方法
塩素	規格K0106に定める方法
カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、バナジウム及びその化合物、ベリリウム及びその化合物並びにマンガン及びその化合物	規格K0083に定める方法
クロロニトロベンゼン	(1) 規格K0088に準拠し、濃縮法により排出ガスを捕集する。 (2) (1)で捕集した排出ガス試料をヘキサンで溶出した後、定容とする。 (3) (2)で定容とした試料液を規格K0123に定めるガスクロマトグラフ質量分析法又は規格K0114に定めるガスクロマトグラフ法（熱イオン化検出器を用いる方法に限る。）により分析する。
臭素	規格K0085に定める方法

水銀及びその化合物	規格K0222に定める方法。ただし、水銀及びその化合物の量が著しく変動する有害物質に係る届出施設にあっては、排出ガス中の水銀測定法（平成28年環境省告示第94号）で定めるガス状水銀の測定法を適用することができるものとする。
銅及びその化合物	(1) 規格Z8808に準拠し、ろ紙に排出ガスを捕集する。 (2) (1)で捕集した排出ガス試料を酸性溶液中で加熱し、分解した後、定容とする。 (3) (2)で定容とした試料液を規格K0102の52に定めるフレイム原子吸光法、電気加熱原子吸光法、ICP発光分光分析法又はICP質量分析法により分析する。
ホスゲン	規格K0090に定める方法
ホルムアルデヒド	規格K0303に定める方法